

沖縄県立芸術大学芸術文化研究所人事委員会規程

令和3年11月11日

沖芸大規程第73号

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学芸術文化研究所の教員等の選考に関する事項を審議するため、当該研究所に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程で「教員」とは、教授、准教授、講師をいう。

2 この規程で、「部門」とは、芸術文化学部門、伝統工芸部門、伝統芸能部門をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の採用に関すること。（選考審査に関することは除く。）
- (2) 教員の昇任に関すること。
- (3) 助教、助手及び非常勤講師の選考に関すること。
- (4) その他教員等の人事に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 芸術文化研究所長
- (2) 教授会で選任された教授 3人

2 前項第2号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、第1項の区分により補充することとし、同項第2号に規定する委員の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 選考を行う年度内に退職予定の教員は、委員となることができない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、芸術文化研究所長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(教員の選考方法)

第7条 委員会は、教員の採用に当たっては、大学人事委員会の選考方針に基づき、公募等の人事手続きを行う。

2 沖縄県立芸術大学教員選考規程第4条に規定する教員選考委員会の委員は、委員会において選任し、芸術文化研究所長が委嘱する。

3 各部門は、当該部門の教員について、昇任のための選考が必要なときは、芸術文化研究所長を通じて委員会に推薦する。

4 委員会は、前項の規定により部門から推薦された者について審査し、その結果を教授

会に報告する。

5 委員会は、昇任候補者の審査に当たり、必要があると認めるときは、他の部門の近接した専門分野の教授又は准教授1人を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(助教、助手及び非常勤講師の選考)

第8条 委員会は、助教、助手及び非常勤講師の採用について審査し、その結果を教授会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、芸術文化研究所において処理する。

附 則 (令和3年11月11日学長決裁)

この規程は、令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。